2 0 2 1 ~ 2 0 2 2 年度 第 5 6 回

クラブ活動計画書

富津中央ロータリークラブ



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

国際ロータリー会長 シェカール・メータ 奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために Serve to Change lives

R I 第 2 7 9 0 地区ガバナー 梶原 等 組織を見つめなおしクラブの基盤整備を ~ D L P の理解とクラブにビジョンを!そして戦略計画を ~

富津中央ロータリークラブ会長 神子 勝美 『地域から行動で新しい変化を』

奉仕しようみんなの人生を豊かにするために

SERVE TO CHANGE LIVES

(2021-22年度 RI会長のテーマ)

Object of Rotary ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎と して奉仕の理念を奨励し、これを育むことにあ る。具体的には、次の各項を奨励することに ある:

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の 機会とすること;
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立 つ仕事はすべて価値あるものと認識 し、社会に奉仕する機会としてロータ リアン各自の職業を高潔なものにす ること;
- 第3 ロータリアンー人一人が、個人として、 また事業および社会生活において、 日々、奉仕の理念を実践すること;
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、 親善、平和を推進すること。

The Four-Way Test

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1. 真実か どうか
- 2. みんなに公平か
- 3. 好意と友情を深めるか
- 4. みんなのためになるか どうか

Rotarian Code of Conduct ロータリアンの行動規範

ロータリアンとして、私は以下のように 行動する。

- 1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
- 2. 取引のすべてにおいて公正に努め、相手 とその職業に対して尊重の念をもって接 する。
- 3. 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
- 4. ロータリーやほかのロータリアンの評判 を落とすような言動は避ける。
- 5. ロータリーの会合、行事、活動において ハラスメントのない環境を維持し、ハラ スメントの疑いがあれば報告し、ハラス メントを報告した人への報復が起こらな いようにする。

国際ロータリーの青少年と 接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために、安全な環境をつくり、維持するために努力している。

ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

2006年11月、RI理事会により承認

目 次

R I 会長挨拶	· • •	1
ロータリーの目標と達成	· • •	2
第2790地区ガバナー挨拶	· • •	6
富津中央RC会長挨拶	· • •	9
クラブ資料	1	0
組織図	1	1
役割表	1	2
収支予算書	1	3
S A A	1	5
会員増強委員会	1	5
会報・公共イメージ委員会	1	6
管理運営委員会	1	7
プログラム担当	1	7
年間プログラム	1	8
出席担当	2	0
親睦担当	2	0
奉仕プロジェクト委員会	2	1
職業奉仕担当	2	1
社会奉仕担当	2	2
国際奉仕担当	2	2
青少年奉仕担当	2	3
口財団·米山委員会	2	3
口財団担当	2	3
米山担当	2	4
クラブ定款	2	5
クラブ細則	3	3
会員名簿	3	7
第 5 グループ内クラブ一覧表	3	9
クラブ内規	4	0
2 0 2 0 - 2 1 年度連絡先一覧	4	1



2021 - 22 年度 国際ロータリー会長メッセージ RI 会長エレクトが 2021-22 年度の会長テーマを発表

記事 Ryan Hyland

国際ロータリー会長 シェカール・メータ 2021 - 22 年度

Calcutta-Mahanagar ロータリークラブ (インド)

人のために世話をし、奉仕することが最良の生き方。 なぜなら、その経験を通じて誰かの人生だけでなく、 自分の人生を豊かにできるのだから……。国際ロータ リーの次期会長であるシェカール・メータ氏はこう述べ、 奉仕プロジェクトへの参加を会員に呼びかけました。

カルカッタ - マハナガル・ロータリークラブ (インド、西 ベンガル州)に所属するメータ氏は、ロータリー国際協 議会中の2月1日、次期地区ガバナーに向けて2021-22 年度の会長テーマ「奉仕しよう みんなの人生を豊 かにするためにしを発表しました。地区ガバナーエレク トを研修するための年次行事である国際協議会は当 初、オーランド(米国フロリダ州)で開催予定でしたが、 新型コロナウイルス流行のためバーチャル(オンライン) で開催されました。

ロータリーでの奉仕プロジェクトへの参加を通じて自身 が人間として成長したことに触れたメータ氏は、その経 験を通じてほかの人のニーズに目を向けるようになった と述べました。クラブ入会後まもなく、メータ氏はインド の僻村を支援するプロジェクトに参加しました。

そこで村人たちの状況を目にしたことで、奉仕への決 意が固まりました。「同胞たちが抱える苦境を真に理解 しました」とメータ氏は語ります。

その後も、子どもへの義肢の寄贈、家庭への安全 な水と衛生設備の提供、地域の医療施設の改善など、 数々の取り組みに参加しました。

「ロータリーが私の心に火をつけました。自分の身の 回りを超えたところに目を向け、人類全体を考えるように なりました」とメータ氏。「奉仕が私の生き方となったの です。多くの方々と同じように、"奉仕とは、自分がこ の地上に占める空間に対して支払う家賃である"という 信条を持つようになりました|

メータ氏は、次期ガバナーに対し、次年度に自らが 模範となって導き、測定可能・持続可能なインパクトを もたらす奉仕プロジェクトへの会員の参加意欲を引きだ すよう呼びかけました。また、各クラブが「ロータリー奉 仕デー を実施することを求めました。

「ガバナーとしての役目が終わるとき、皆さんは、ご自身 のリーダーシップ、ご自身がロータリアンとローターアクター に与えたインスピレーションのおかげで、会員による奉 仕を通じて世界が前よりもよくなったと感じるはずです!

多様性と会員基盤の向上に焦点を当てる

メータ氏は、2021-22 年度には会員が女子のエンパ ワメントに力を注ぎ、教育、リソース、奉仕、機会など、 未来の女性リーダーの成功に必要な手段を与えてほし いと述べました。その上で、多様性、公平さ、開放性 に対するロータリーの信念を会員が活動の指針とするこ とが大切であると語りました。

「世界各地で女子は多くの問題に直面しており、リー ダーである皆さんは、こうした女子が抱える問題にロー タリーが取り組み、それを和らげるように導くことができ

奉仕を通じて大きなインパクトをもたらすには、ロータ リーの会員基盤を広げる必要がある、とメータ氏。全 世界の会員数は、過去20年間、約120万人のまま 横ばいです。このため、2022年7月1日までに130 万人に増やすことを目指して地区で率先して活動するよ う、次期ガバナーに呼びかけました。メータ氏の「Each One, Bring One」(みんなが一人を入会させよう)は、 今後17カ月間、全会員がロータリーに一人を入会させ ることを求めるイニシアチブです。

会員基盤を広げながら、ポリオ根絶活動、新型コロ ナウイルスとの闘い、地域社会への奉仕を続けていくの は野心的な目標であることを認めた上で、「だからこそ 皆さんの意欲が駆り立てられるでしょう」とメータ氏。「挑 戦に立ち向かうのがロータリアンだからです|

「ロータリーが私の心に火をつけました。 自分の身の回りを超えたところに目を向け、 人類全体を考えるようになりました」

シェカール・メータ 国際ロータリー会長エレクト

シェカール・メータ(Calcutta-Mahanagarロータリークラブ所属 インド)

会計士であり、自身が設立した不動産開発会社「Skyline Group」の会長。

カナダを本拠とする「Operation Eyesight Universal (India)」のディレクター。 災害救援に熱心に携わり、シェルターボックス(英国)の管理委員も務める。2004年のインド洋大津波の際には、被災した家族のために500戸 近い家屋の建築を支援。

南アジアで1,500件以上の心臓外科手術を提供したプログラムを立ち上げる。インド全土での識字率向上をはかる「TEACHプログラム」の創設 にもかかわり、このプログラムを通じて何千もの学校に支援を提供。

1984年にロータリークラブ入会。RI理事、各種委員会の委員と委員長、ゾーンコーディネーター、研修リーダー、ロータリー財団専門家グループ メンバー、地区ガバナーを歴任。ロータリー財団(インド)の理事長も務める。 超我の奉仕賞、ロータリー財団功労表彰状と特別功労賞を受賞。

ラシ夫人と共にメジャードナー、遺贈友の会会員としてロータリー財団を支援。

ロータリー賞の目標と 達成方法に関する説明



ロータリー賞の受賞資格を満たすには、年度開始時から終了時までクラブが正規に RI に加盟していることが条件となります。ロータリー賞の受賞資格にある「正規に RI に加盟している」とは、RI からのクラブ請求書の金額を遅延なく(国際ロータリーから 60 日未納の催促通知が発行されることなく) 全額支払ったクラブを意味します。クラブが RI 請求額を遅延なく支払っているかどうかは、My ROTARY の「クラブの運営」 > 「クラブの財務」の下にあるクラブの未納金残高 (毎日更新)レポートでご確認ください (このレポートで未納金残高が 0ドルとなっていること)。 RI からの請求額は、1 月中旬または 7 月中旬に請求書が閲覧 可能となり次第、すぐにお支払いください。

ロータリークラブのリーダーは、ロータリー賞の達成を目指すにあたり、ロータリークラブ・セントラルから25の目標のうち少なくとも13の目標を選ぶことができるようになります。このような柔軟性が適用されたことにより、クラブにとって最も重要で達成可能と思われる目標を選ぶことが可能となります。さらに、目標の多くはロータリークラブ・セントラル内で「達成」に印をつける自己報告方式となります。

ロータリー賞を達成するには以下を行う必要があります:

- ロータリークラブ・セントラルを開く
- · 25の目標に目を通す
- その中から 13 の目標 (または全目標の 51%以上)を選ぶ
- ・ 選んだ目標を達成する
- ロータリークラブ・セントラルで達成を報告する

ロータリークラブ・セントラルを開いたら、「**目標設定・確認センター**」をクリックし、**年度**を選び、「すべて」をクリックしてください。

目標	目標の詳細
会員増強	ロータリー年度末までに達成したいクラブ会員総数
奉仕活動への参加	本ロータリー年度にクラブの奉仕活動に参加する会員の数
新会員の推薦	本ロータリー年度に新会員を推薦する現会員の数
ロータリー行動グルー プへの参加	本ロータリー年度に少なくとも 1 つのロータリー行動グループのメンバーとなっている会員の数
リーダーシップ育成へ の参加	本ロータリー年度にリーダーシップ養成プログラム/活動に参加する会員の数
地区大会への出席	地区大会に出席する会員の数
ロータリー親睦活動グループへの参加	本ロータリー年度にロータリー親睦活動グループのメンバーとなっている会員の数

ロータリー賞の目標と 達成方法に関する説明



目標	目標の詳細
地区研修への参加	地区で行われる研修/セミナー/協議会などに出席するクラブ委員会委員長の数
年次基金への寄付	本ロータリー年度のクラブと会員によるロータリー財団年次基金への寄付総額
ポリオプラス基金への 寄付	本ロータリー年度のクラブと会員によるロータリー財団ポリオプラス基金への寄付総額
大口寄付	本ロータリー年度に寄せられる一括 10,000ドル以上の寄付の件数
遺贈友の会会員	遺産計画を通じてロータリー財団に 10,000ドル以上の寄付を誓約することを、初めて本ロータリー年度にロータリー財団に通知する個人・夫婦の数
ベネファクター	遺言またはそのほかの遺産計画に財団恒久基金を指定して寄付することをロータリー財団に通知または恒久基金に 1,000ドル以上を寄付して、新たにベネファクターとなる個人・夫婦の数
奉仕プロジェクト	本ロータリー年度にクラブが実施する奉仕プロジェクトの数
ローターアクトクラブ	本ロータリー年度にクラブがスポンサーする新ローターアクトクラブと既存ローター アクトクラブの数
インターアクトクラブ	本ロータリー年度にクラブがスポンサーする新インターアクトクラブと既存インターアクトクラブの数
来訪する青少年交換 学生	本ロータリー年度にクラブが受け入れる青少年交換学生の数
派遣する青少年交換 学生	本ロータリー年度にクラブが派遣する青少年交換学生の数
RYLA 参加者	本ロータリー年度にクラブが支援するRYLA(ロータリー青少年指導者養成プログラム)参加者の数
クラブ戦略計画	クラブにはクラブ独自の戦略計画(長期計画)があるか
インターネット上の存 在感	インターネット上にあるクラブの情報は現在の活動を正確に反映しているか
親睦のための活動	本ロータリー年度、例会以外に親睦を目的としてクラブが実施した活動の回数
ウェブサイトとソーシャ ルメディアの更新	本ロータリー年度中、クラブのウェブサイトとソーシャルメディアアカウントを月に何 回更新するか
クラブのプロジェクトの メディア掲載	本ロータリー年度にクラブのプロジェクトを取り上げるメディア記事の数
ロータリー作成の公式 推進用資料の使用	本ロータリー年度に地域社会でロータリーを紹介するために、国際ロータリーから 提供される広告と公共奉仕資料(ブランドリソースセンターから入手可能な放送用 ビデオ、印刷広告、その他の公式資料)使用した回数

年度ロータリー賞の目標と達成の ワークシート(インターアクトクラブ)



ロータリー賞(インターアクトクラブ)は、より大きなインパクトをもたらし、参加者の基盤を広げ、より積極的なかかわりを促し、適応力を高める活動を行うことで、ロータリーの行動計画を支えたクラブを表彰するものです。

以下の20の目標のうち、少なくとも11の目標を選択してください。クラブにとって重要で、達成可能であると思われる目標を選ぶことができます。クラブは全ロータリー年度をかけて、これらの目標を達成し、ロータリー賞の受賞を目指すことができます。

目標を設定し、達成への進展を記録する際にこの PDF をご利用ください。スポンサークラブの役員とクラブのアドバイザーが<u>オンラインの推薦フォームを用いてクラブの達成を報告する際にも、この PDF を参照できます。ロータリー賞の受賞に必要な要件は以下の通りです</u>:

- ・ 20の目標の詳細に目を通す
- ・ クラブのアドバイザーからの指導を受け、11の目標を選ぶ
- ・ 達成したい目標を選び、「目標の設定の欄に印をつける。
- ・ クラブが目標を達成したら、「達成」の欄に印をつける
- ・ スポンサークラブの役員とクラブのアドバイザーが年度を通じてこのワークシートを参照し、クラブによる目標達成の進展を記録する
- ・ スポンサークラブの役員またはインターアクトクラブのアドバイザーと協力し、8 月 15 日までに<u>オンラインの推薦フォーム</u>を提出する。書式の 記入にあたっては、このワークシートを参照する。

ロータリー賞を受賞するには、インターアクトクラブは国際ロータリーから認定され、6月30日までに地区ガバナーから承認されている必要があります。また、成人のアドバイザーが、6月30日までにアドバイザーの氏名と連絡先情報をロータリーに提出している必要があります。

ロータリー賞のカテゴリー	目標の詳細	目標の設定	達成
クラブの会員数	ロータリー年度末までにクラブ会員を名とする。		
奉仕への参加	本ロータリー年度に、名の会員がクラブの奉仕活動に参加する。		
ロータリー行動グループ との関わり	本ロータリー年度中、クラブ会員はロータリー行動グループについてより詳しく学び、 奉仕プロジェクトのためのインスピレーションを得る機会を持つ。		
リーダーシップ育成への 参加	会員のスキルを伸ばすため、回のリーダーシップ育成プログラムを実施する。		
地区大会への参加	地区大会に_名の会員が出席する。		
ロータリー親睦活動との 関わり	本ロータリー年度、クラブ会員はロータリー親睦活動を通じた機会についてより多く を学ぶ。		
地区研修への参加	クラブ会員が地区の研修行事に出席する。		
ラーニングセンターの利用	2020-21 ロータリー年度に、クラブのアドバイザーまたは 1 名の会員が、ロータリーのラーニングセンターで奉仕について学ぶオンラインコースを修了する。		
年次基金への寄付	本ロータリー年度中、ロータリーの年次基金への募金方法や認識向上のための方法を考え、実行する。		
ポリオプラス基金への寄付	本ロータリー年度中、ロータリーのポリオ根絶活動のための募金または認識向上のために、件の活動を行う。		
奉仕プロジェクト	スポンサーロータリークラブまたはアドバイザーと協力し、6つの重点分野のいずれかにおいて、意義ある社会奉仕プロジェクトまたは国際奉仕プロジェクトを実施する。		
RYLA への参加	名のクラブ会員がロータリー青少年指導者養成プログラム(RYLA)に参加する。		
若いリーダーのための プログラム	若いリーダーのためのロータリープログラム(RYLA、ロータリー青少年交換など)を 会員に紹介するための会合を開く。		
学友の参加	スポンサーローターリークラブと協力して、卒業するインターアクターにローターアクトクラブ(大学基盤または地域社会基盤のどちらか)を紹介する。		
戦略計画	クラブには最新の戦略計画がある。		
ウェブサイトとソーシャル メディアの更新	本ロータリー年度、クラブのウェブサイトまたはソーシャルメディアのページを月 <u></u> 回 更新する。		
クラブのプロジェクトに 関するソーシャルメディアの 利用	世界インターアクト週間に行った活動について、ソーシャルメディアで紹介する。		
ブランドリソースセンターの 利用	ロータリーのブランドを正しく反映したロゴや資料の作成において、ブランドリソース センターを利用する。		
ロータリーの公式推進資料の利用	本ロータリー年度、地域社会でインターアクトを推進するため、ブランドリソースセンターにある国際ロータリー作成のメッセージや公共奉仕関連の資料(動画、印刷広告、そのほかの資料)を利用する。		
クラブの推進	毎年のインターアクト賞に参加する。		

年度ロータリー賞の目標と達成の ワークシート(ローターアクト)



ロータリー賞(ローターアクトクラブ)は、より大きなインパクトをもたらし、参加者の基盤を広げ、より積極的なかかわりを促し、適応力を高める活動を行うことで、ロータリーの行動計画を支えたクラブを表彰するものです。

以下の22の目標のうち、少なくとも12の目標を選択してください。クラブにとって重要で、達成可能であると思われる目標を選ぶことができます。クラブは全ロータリー年度をかけて、これらの目標を達成し、ロータリー賞の受賞を目指すことができます。

目標を設定し、達成への進展を記録する際にこの PDF をご利用ください。また、<u>推薦フォーム</u>を記入する際にも参考としてください。ロータリー 賞の受賞に必要な要件は以下の通りです:

- ・ 22 の目標の詳細に目を通す
- ・ 少なくとも 12 の目標を選ぶ
- ・ 達成したい目標を選び、「目標の設定の欄に印をつける。
- ・ クラブが目標を達成したら、「達成」の欄に印をつける
- ・ 年度を通じてこのワークシートを参照し、クラブによる目標達成の進展を記録する
- スポンサークラブまたはローターアクトクラブ会長が、8月15日までにオンラインの推薦フォームを提出する。フォームの記入にあたっては、このワークシートを参照する。

ロータリー賞を受賞するには、ローターアクトクラブは国際ロータリーから認定され、6月30日までに地区ガバナーから承認されている必要があります。

ロータリー賞のカテゴリー	目標の詳細	目標の設定	達成
クラブの会員数	ロータリー年度末までにクラブ会員を名とする。		
奉仕への参加	本ロータリー年度に、名の会員がクラブの奉仕活動に参加する。		
ロータリー行動グループへの 参加	本ロータリー年度に少なくとも1つのロータリー行動グループのメンバーとなる会員数を_名とする。		
リーダーシップ育成への参加	会員のスキルを伸ばすため、 一回のリーダーシップ育成または職業能力開発プログラムを実施する。		
地区大会への参加	地区大会に_名の会員が出席する。		
ロータリー親睦活動グループ への参加	本ロータリー年度にロータリー親睦活動グループのメンバーとなる会員数を名とする。		
地区研修への参加	_名のクラブ会員が地区の研修行事に出席する。		
ラーニングセンターの利用	名のクラブ会員がラーニングセンターにアクセスし、それらの会員がのコースを完了する。		
年次基金への寄付	ロータリー年次基金にクラブから寄付を行う。また、これらの寄付がローターアクトの寄付の達成 証を得る要件を満たしているか確認する。		
ポリオプラス基金のための 活動	本ロータリー年度中、ロータリーのポリオ根絶活動のための募金または認識向上のために、 件の活動を行う。		
奉仕プロジェクト	スポンサークラブと協力し、6つの重点分野のいずれかにおいて、意義ある地域社会または国際奉仕プロジェクトを実施する。		
ローターアクトクラブの数	本ロータリー年度につのローターアクトクラブをスポンサーする。		
インターアクトクラブ	本ロータリー年度につのインターアクトクラブを共同スポンサーする。		
RYLA への参加	名のクラブ会員がロータリー青少年指導者養成プログラム(RYLA)の計画に関わる、または RYLAに参加する。		
若いリーダーのためのプロ グラム	ロータリープログラム(RYLA、新世代交換など)を会員に紹介するための会合を開く。		
戦略計画	クラブには最新の戦略計画がある。		
オンラインでの存在感	クラブのオンラインページは、現在の活動状況を正確に伝えている。		
ウェブサイトとソーシャルメデ ィアの更新	本ロータリー年度、クラブのウェブサイトまたはソーシャルメディアのページを月回更新する。		
交流活動	本ロータリー年度、通常の例会以外に回の交流行事を開く。		
クラブのプロジェクトに関する ソーシャルメディアの利用	世界ローターアクト週間に行ったイベントや活動について、ソーシャルメディアで紹介する。		
ロータリーの公式推進資料の利用	本ロータリー年度、地域社会でローターアクトを推進するため、ブランドリソースセンターにある 国際ロータリー作成のメッセージや公共奉仕関連の資料(動画、印刷広告、そのほかの資料)を 利用する。		
クラブの推進	卓越したローターアクトプロジェクト賞にクラブの優れたプロジェクトを応募する。		



組織を見つめなおしクラブの基盤整備を

~ DLPの理解とクラブにビジョンを!そして戦略計画を ~

国際ロータリー 第 2790 地区 2021 -22 年度 ガバナー 梶原 等

(千葉 RC)

ニューノーマルな時代へ

依然猛威を振るう新型コロナウイルスですが、今年度もコロナと共に進まなければならない様です。ワクチンの接種は始まりましたが、国民全体、あるいは世界中が終息するまでにはもう少し時間がかかりそうです。様々な活動に制限がかかっておりますが、今やオンライン、ハイブリッドミーティングは当たり前の時代です。オンラインツールを積極的に採用しやがてコロナ明けが訪れる頃には"ニューノーマル"な時代に。私達ロータリーも時代の先取りを目指しましょう。

開かれた扉の向こうに走り出しましょう。奉仕の理 念の実践により世界中の人々の人生を豊かにしてい きましょう。

新型コロナウイルスが蔓延して1年半が過ぎ私達の 生活は全てが変わりました。

それでもロータリークラブは可能な限りの活動を続けて参りました。昨年のRIのテーマ「ロータリーは機会の扉を開く」と地区スローガン"奉仕の理念の実践"に向け新たな可能性を見つけ出す準備と実践を進めて参りました。今年度ば開かれた扉」の向こうに駆け出し、「みんなの人生を豊かにするために」奉仕の理念の実践を推し進めましょう。

奉仕の理念とは「他人の事を思いやり他人の助けになること」です。

そしてロータリーの奉仕とは「人のために役立つこと」です。

「みんなの人生を豊かに」という事は、奉仕の理念の実践に繋がります。

夫々のロータリーの中でアクションを起こしましょう。

RI会長テーマについて

今年度RI会長 シェカール・メータ氏 (インド:カルカッタマハナガルRC) は本年2月の国際協議会で

SERVE TO CHANGE LIVES "奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために "

をテーマに掲げられました。

シェカール・メータ会長は"超我の奉仕"をご自身のロータリーの中心に置き以下のように語っております。奉仕とは「自分よりもほかの人のことを先に考えることです。」と仰っております。いわゆる service(サービス)、奉仕の心です。そして奉仕についてはこのようにも仰っています。「奉仕とは私たちがこの地球で生活をする上でこの土地を借りる賃貸料である」と。そのような視点で自分に与えられた環境に対し感謝の心を示されています。更には奉仕する事は周りを幸せにするだけでなく自分自身も奉仕することによって豊かになると仰っています。この様な姿勢を伺いましても真心をもって人

に接するという私達ロータリアンが根底に置くべく職業 奉仕の精神をもっていらっしゃる事が解ります。 さあ 行動しましょう、みんなの人生を豊かにするために。

■ロータリーのビジョン声明

「私たちロータリアンは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために、 人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています」

2017年6月に、ロータリー理事会と財団管理委員会で承認されたビジョンです。

多様化する現在において、ロータリーのさらなる成長を促すために採択されました。

変わらないものはロータリーの中核的価値観、「親睦・高潔性・多様性・奉仕・リーダーシップ」です。

変えてはならない価値観と変えなければならない行動計画、ロータリーの新しいビジョンによって、私たちは過去を称えながら未来へ進んでいかなければなりません。

■ロータリーの戦略的優先事項と目的

2018年6月、RI 理事会とロータリー財団管理委員会は新しい戦略的優先事項を承認、今後5年間の戦略的方向性を示しました。(2019年7月により導入)

ロータリーの戦略事項と目的についてお話をさせて 頂きます。

1. "より大きなインパクトをもたらす"

ポリオの根絶に向けた寄付と支援、そのPRこそロータリーとしてのインパクトを与えることになります。そのためには各地域での奉仕活動を行う際にポリオ根絶のPRを進んで行ってください。

又、その奉仕活動やプログラムが地域のニーズに合っているのか、成果が見える形になっていることが大切であると思います。成果には具体的な数値化を図りましょう。

2. "参加者の基盤を広げる"

ロータリアンと地域社会の人々が一体となって持続可能な社会を作り上げて行くことが必要です。そのためにはロータリアンが奉仕活動などを通じて親睦を深めその先に地域の人々との連携やロータリーの PR を推進していくことが基盤を広げることにつながるでしょう。ロータリーをオープンにしていきましょう。

3. "参加者の積極的な関りを促す"

ロータリアンが自ら参加できる仕組みづくりが何より優先課題です。

自分たちの中でロータリーを展開する意識があれ

ば積極的な参加者は増えるはずです。

その先には、職業のつながりや地域リーダーを創り上げる研修なども展開されていくことでしょう。

4. "適応力を高める"

世の中の多様なニーズに応えるべく活動の在り方や手段方法を検討しましょう。

同じ地区内でもエリアによってはニーズが異なり、 参加者の基盤も違います。

そのニーズに応えるためには多少の困難にも立ち 向かう勇気と団結力が必要でしょう。

地区内外のロータリーのネットワークを通じてチャレンジしていきましょう。

地区運営方針

地区スローガン 「Love Other Spirit」 〜繋ごう次世代へ 夢ある未来に向けて〜

他人の為に何が出来るか。世界で良いことをしよう。それは"愛他精神で"行動をすること。そして次の世代に健全な地球環境や安心安全な社会を繋いでいかなければなりません。その先に明るい夢がある社会を示していかなければなりません。国際社会、地域社会を良くするには私達ロータリアンがとるべき行動は沢山あります。そして人々の暮らしは私達の行動によって大きく変えることが出来るという事です。クラブを構成範を見つめ直し、まずは身近な地域から新しい変化を起こしていくことが大切であると考えます。その変化はやがて時代を超え確実に未来に向けて国際社会を変える大きな原動力になります。私達ロータリアンにはその使命が課せられています。

1. 地区組織 (DLP の再構築)

2002年に導入が義務付けられた地区リーダーシップ・プラン (DLP) について 2790地区のモデルを再構築したいと考えています。ロータリー章典に示されている地区リーダーシップ・プランには「ガバナー補佐」、「研修リーダー」、「地区委員長」、「クラブリーダー」の明確な責務と任務等が明記されています。これを 21-22年度明文化します。クラブ、会員の皆様にご理解を賜りたいと思います。

特にガバナー補佐(アシスタントガバナー)の責務と立場をしっかり位置づける事が何よりの優先事項です。そしてガバナー補佐の効果的な選出方法においても議論を重ねてまいりたいと思います。

既にRIはロータリーのビジョン声明を打ち出しており、ロータリーの中核的価値観を根底に職業奉仕の精神(Service)を意識しながらロータリーのイメージの向上と地域社会を取り込んだ多くの参加者を求める事により大きなインパクトをもたらすための戦略的優先事項を掲げております。それに見合う地区組織を編成する必要性を感じております。

各種委員会は、職業奉仕委員会を奉仕プロジェクトより独立、ロータリー情報委員会も管理運営部門より独立させ、奉仕の理念を構築する部門と奉仕の実践をする部門を明確に分けることにより各種プロジェクトを進めやすい組織に致します。奉仕の実践部門は管理運営統括、奉仕プロジェクト統括、青少年プロジェクト統括、ロータリー財団統括、米山記念奨学会とします。

2. 地区グループ再編会議

2020-21 年度より引き継いだグループ再編課題について昨年度からの資料を基に各クラブとのヒアリング、方向性を示し再編会議は定期的かつ具体的に進めて参ります。

この委員会の役割は昨年度から引き継いだ再編案 に関しての地域調査及び更なる効果的なグループ割が 出来る様検討を進めます。

年度内に具体的な案を再考し、それを地区内の各クラブへ周知し具体的なアクションに結びつける準備を行い、2022-23 年度に地区内への周知、広域的なクラブ間の交流実施を経て 2023-24 年度からの再編実施向けた活動をするものとします。

3. 国際ロータリー "未来形成" (SRF) について

国際ロータリーは 100 年以上続いた地区制度の見直しを発表しております。

このSRF未来形成が具体的にどの様に進むのか、詳細は不明な部分もあります。しかし通達されていることは組織の運営方法が大きく変わるかもしれないという事です。

この変化に対応すべく、今は地区組織を盤石なものと しどの様な体制にも対応できるクラブづくりが必須で 各クラブの強化を最重点項目として取り組むことは緊急 の課題です。

この SRF についても皆さんと議論を重ねて参りたいと思います。

4. ガバナー補佐 (Assistant governor)

ガバナー補佐の役割とは何か。

各クラブと地区にとって重要なポジションの役職です。クラブの活力ある運営と必要な支援や助言を担います。当然、クラブへの訪問は定期的に最低でも四半期ごとに1回以上の訪問が推奨されています。クラブ側から地区やRIに向けての質問や要望、逆にRIや地区からの依頼事項などを敏速に且つ効果的な橋渡し役を果たさなければなりません。

又最近はオンラインツールも積極的に活用し地区委員会や各クラブとの連携も率先してガバナー補佐がそのリーダーシップを発揮しクラブにとって頼りがいのある存在にあります。

詳細の役割はMyRotaryより確認頂き、アシスタントガバナーとクラブがもっと連携を図って頂きたいと思います。

5. ロータリー情報研究会 (研修会) とIM (インター シティーミーティング) について

当地区で長年続いている情報研究会・IMについては現在ガバナー補佐の主要行事の様になっておりますがその開催方法や内容には各グループによって様々です。

せっかく開催するのであれば、地区側から最新のロータリー情報の提供を行い会員基盤向上セミナーの様な研修を開催して頂きたいと考えます。

現在イメージしているのは、それぞれのエリア(最低でも2つ以上のグループが一緒になる様に)においてガバナー補佐主催によるセミナーを開催し、前期には地区ロータリー情報研究会としてロータリーの職業奉仕のあり方、直近のロータリー情報や地区リーダーシップ・プラン(DLP)とクラブリーダーシッププラン(CLP)の周知と活用法についての研修を開催。後期には地区会員基盤向上セミナーと称して、奉仕PJ事例、財団の仕組み、会員増強・会員基盤の事など研修を進め

て参りたいと考えます。

又、その研修内容については地区職業奉仕委員会、ロータリー情報委員会をはじめ地区委員会がテーマや 内容の具体的なサポートを地区研修委員会と連携しな がら行います。

6. ロータリー奉仕デーの実施

各クラブでロータリー奉仕デーの開催をお願いします。

"ロータリー奉仕デー"はロータリーの活動を世界中に示し、ロータリアン一人一人が「ロータリーのブランド大使」になってこれを実行してほしいという事です。

2つ以上のクラブ、あるいはRAC、IACも巻き込み、更にはロータリアン以外の参加者、他の市民団体と協力しその参加者構成が25%以上になるようにしてください。ロータリーの7つ重点分野に沿った奉仕活動を展開してください。地域社会・世界中の人々にロータリーの活動を広く知って頂ける様に広報活動を展開しながらた奉仕事業を開催してください。

7. 女子のエンパワーメントに向けて

"女子のエンパワーメント"(EMPOWERING GIRLS)という事を強く前に押し出しています。 そしてロータリーの中核的価値観は多様性であり、ロータリーのDEI(多様性・公平さ・開放性)に対する信念を表した公式声明もあります。

今でこそ、日本では教育を受けられない女子は居ませんが世界中を見渡せば女子の置かれている環境(差別や不利益、機会の欠如)は決して良いとは言えません。教育すら受けられない環境下の女子は沢山います。女子の持っているポテンシャルを社会に生かせるようにする。教育・健康・そして経済的発展を女子がもたらすことの出来るステージをロータリーから創り出していこうと提言されています。

女子の持っているポテンシャルを更に引き出すために女性クラブ会員を増やすとか、地域社会の女子に焦点を当てたプログラムを展開してください。女性の持っている力がもっと地域社会や国際社会に向けられるような企画をお願いします。

8. 会員増強に取り組む

シェカール・メータ会長は国際ロータリーの会員を 120万人から130万人に増やそうとこのプロジェクトを 立ち上げました。Each One,Bring Oneです。一人が 一人を会員に迎え入れるという事です。

まずは、各クラブの現状を確認し、5年後、10年後を見越し会員基盤の向上と会員構成の平準化、衛星クラブ等も視野にいれた会員基盤向上・拡大を計画してください。具体的な数値目標もお持ちいただきたいと思います。

9. 結びに

何故いま組織改革なのか。DLP、あるいは戦略計画、そしてCLPなのか。

皆さん、各クラブの現状に満足していますか。もし満足しているのであれば、クラブの健康状態は如何でしょうか。現状に満足していても健康であるとは言えません。

流れが速いこの時代5年前は昔の事です。5年先は創造もつかない近い未来です。

世の中の変化に対応することが出来る組織は社会に必要とされていきます。逆に変化する事に躊躇していると社会から取り残されることになります。

皆さんのロータリークラブは地域社会にとって掛け替えのない大切な存在です。

どのクラブも時代の先取りをしながら私達の後進に明るい未来を導き出しましょう。

それは私たち自身が輝く事でもあり、クラブが未来 に向けてより前進していくことです。

"船は港に居れば安全です。

船の目的は港に居る事ではありません。航海してこそ 船の目的が成就されるのです。

<u>変革者である我々は冒険でありメンテナンスではありません。"</u>

"<u>私達は奉仕し、みんなの人生を豊かにするためのパ</u> ワーと魔法を持っています"

共に歩みましょう。みんなの人生を豊かにするために。

略歴

氏 名 梶原 等(かじはら ひとし)生年月日 1960年(昭和35年)9月2日生

所属クラブ 千葉ロータリークラブ

職業分類 建築設計 (株式会社環境設備計画)

【ロータリー歴】

 2003年
 千葉ロータリークラブ入会

 2006-07年度
 RYLA委員会
 実行委員

2014-15年度 フェローシップ委員会 実行委員

2015-16年度 地区幹事長

2018-19年度 ガバナーノミニー・デジグネート クラブ会長・地区副幹事長

2019-20年度 ガバナーノミニー

ロータリー財団委員会 統括副委員長

2020-21年度 ガバナーエレクト

【認 証】

メジャードナー ベネファクター

ポール・ハリス・ソサエティー

米山功労者



地域から行動で新しい変化を

富津中央ロータリークラブ 2021-2022 年度 会長 神子 勝美

依然として新型コロナウィルスが猛威を 振っています。私たちの生活も自粛を余儀 なくされ、集団での活動ができない状況に ありますがこういう時こそ家族とのコミュ ニケーションを計り、絆を深めて下さい。

さらに新型コロナ変異株が、猛威を振っていて各都道府県対応に追われています。 そのような中、ロータリー活動をどう進めていくか、過去に捕らわれることなく、私たちロータリアン一人一人に変化が求められていると思います。

一年前と比べさらに悪くなってきている 状況の中で始まるロータリー2021-22 年度 ですが、次年度RIシェカール・メータ会長 はテーマとして『奉仕しよう みんなの人 生を豊かにするために』 を発表しました。 さらにメータ会長は、『世界各地で女子が多 くの問題に直面しておりリーダーである皆 さんは、こうした女子が抱える、問題にロー タリーが取り組み、それを和らげるように 導くことができます』と述べています。

次年度梶原ガバナーエレクトは、地区スローガンとして『繋ごう次世代へ 夢ある未来に向けて』を掲げました。RI会長、ガバナーエレクトの熱いメッセージを受け、私は今年度の富津中央ロータリークラブのテーマを『地域から行動で新しい変化を』に

したいと思います。

ロータリー活動は、社会に対して様々な 貢献ができる機能を持っています。私たち ロータリアンは誇りとリーダーとしての役 割を自覚しながら、今年度は自ら行動をし、 地域の活性化を目指したいと考えています。

クラブメンバーの皆さんにお願いです。 まずは失敗を恐れずに自ら行動し、地域の ために何の奉仕活動が出来るか何か一つで もいいから実行して頂ければと思います。

私の重点実施項目 2 点掲げさせてもらいます。

①地域小、中、高、通学路クリーン作戦 ②子供食堂参加 支援

少しでも地域のためになることが、私の 願いです。

皆様方のご協力をお願い申し上げます。

クラブ資料

(2021年7月1日現在)

◎ 創 立 1966.10.13 親クラブ: 木更津ロータリークラブ

◎ 例 会 場 いち川旅館 富津市岩瀬841-3

Tel 0439-65-0177 Fax 0439-65-0178

◎ 例会日時 毎週木曜日 午後12時30分より

◎ 会員 正会員 34名 名誉会員 1名

最年長者 91 歳 最年少者 43 歳 平均年齢 67 歳

内: チャーターメンバー 1名 (志波 克) 女性会員 4名 (栗原典子・相川恵津子

・飯島由美・孫 莉令)

◎ ロータリー財団 (現会員関係)

マルチプル ポール・ハリス フェロー:渡辺 務(1回) 榎本守男(2回)

平川恵敏(2回) 石渡 鋼(1回)

小野恒靖(3回) 三枝一雄(1回)

志波 克(2回) 高橋裕之(1回)

白石幸久(1回) 椎熊邦広(1回)

ポール・ハリス フェロー:神子 恒 小野玲子 志波生朗 若鍋武良

須藤 隆 鈴木俊吉 渡辺 務 山田昌雄

ベネファクター:榎本守男 平川恵敏 鈴木俊吉

◎ 米山記念奨学会(現会員関係)

米山功労クラブ:富津中央ロータリークラブ (6回)

第3回米山功労者:志波 克 鈴木俊吉

第1回米山功労者:榎本守男 平川恵敏 石渡 鋼 小野恒靖 三枝一雄 白石幸久

高橋裕之 渡辺 務 須藤 隆 若鍋武良

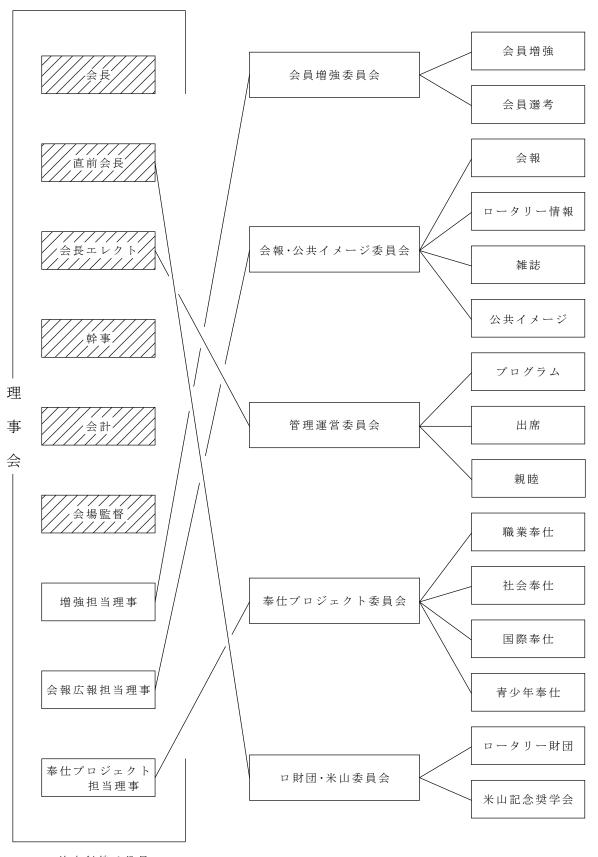
◎ 姉妹・友好 クラブ

姉妹クラブ:塩山RC、嘉義南RC、トーランスRC

友好クラブ:台南西RC

◎ 事務局員 藤江みどり

組織図



*枠内斜線は役員

2021~2022 富津中央 RC 役員・理事・委員名簿

会長 神子勝美 直前会長 渡辺 務 会長エレクト・副会長 須藤 隆 幹事 岡田良弘 会計 林 雅彦 SAA 神子 恒

> 副幹事 相川恵津子 副 SAA 白石幸久 栗原典子 監査 白石幸久 平野安照

理事会 神子勝美 岡田良弘 須藤隆渡辺務林雅彦神子恒 榎本守男 高橋裕之 栗原典子

委員会名	委 員 長副委員長	委 員
会 員 増 強	高橋裕之 榎本守男	相川恵津子 白石幸久 三枝一雄 神子 恒 林 雅彦
会報・公共イメージ	榎本守男 岡元 誠	石渡 鋼 須藤 隆 若鍋武良 高橋裕之 志波 克 渡辺哲夫 渡辺 務 山下 厚
管 理 運 営	須藤 隆 相川恵津子	7° 四° 74担当 ○渡辺哲夫 山田昌雄 出席担当 ○栗原典子 若鍋武良 白石幸久 親睦担当 ○渡辺哲夫 林 雅彦 多田 勇 栗原典子 坂部充洋 藤平健司 伊藤隆夫 飯島由美 朝月真次郎 佐々木和行
奉仕プロジェクト	栗原典子渡辺哲夫	職業奉仕担当 〇小野恒靖 坂部充洋 三枝一雄 社会奉仕担当 〇石井智信 神子 恒 椎熊邦広 国際奉仕担当 〇石渡 鋼 孫 莉玲 渡辺 務 青少年奉仕担当〇平野安照 岡元 誠 金子光晴
ロ財団・米山	渡辺 務平川恵敏	□財団担当 ○渡辺 務 志波 克 若鍋武良 米山担当 ○平川恵敏 鈴木俊吉

○印:担当部長

収支予算書(2021年7月~2022年6月)

単位:円

	前年度予算額	本年度予算額	構成比%	摘要
収入	7,301,512	7,467,382		
入会費	20,000	30,000	0.4 %	
年会費	5,035,000	4,875,000	65.3 %	150,000円×31名 75,000円×3名
来客会費	20,000	20,000	0.3 %	
夜間例会費	150,000	150,000	2.0 %	収支決算ではクラブ負担金のみ計上
===BOX	400,000	400,000	5.4 %	
雑収入	50,000	50,000	0.7 %	
前期繰越金	1,626,512	1,942,382	26.0 %	
支出	5,635,636	7,467,382		
負担金等	1,641,780	1,583,363	21.2 %	
RI人頭分担金	277,200	260,593	16.5 %	\$35.5×109円×34人 \$34.5×110円×34人
地区運営資金勘定他	909,540	859,010	54.3 %	12,625円×34人 +12,640円×34人
分区関係負担金	216,000	238,000	15.0 %	3,500円×34人 3,500円×34人
「ロータリアン誌」購読料	-	-	0.0 %	
「ロータリーの友」購読料	95,040	89,760	5.7 %	1,320円×(34+34)人
ロータリー財団通常寄付		-	0.0 %	
米山奨学会通常寄付	144,000	136,000	8.6 %	2,000円×(34+34)人
会議費	70,000	70,000	0.9 %	
理事会	20,000	20,000	28.6 %	
会長幹事会	50,000	50,000	71.4 %	
例会費	1,680,000	1,680,000	22.5 %	
会場費	50,000	50,000	3.0 %	
食事費	1,380,000	1,380,000	82.1 %	30,000円×46回
夜間例会飲食代	250,000	250,000	14.9 %	

	本年度予算額	本年度予算額	構成比%	摘要
事務局費	620,000	620,000	8.3 %	
事務局員費	390,000	390,000	62.9 %	30,000×12回+30,000円
印刷費	50,000	50,000	8.1 %	活動計画書
通信費	80,000	80,000	12.9 %	
慶弔費	30,000	30,000	4.8 %	
備品費	10,000	10,000	1.6 %	
消耗品費	10,000	10,000	1.6 %	
雑費	50,000	50,000	8.1 %	
管理運営	520,000	520,000	7.0 %	
プログラム担当	10,000	10,000	1.9 %	
出席担当	10,000	10,000	1.9 %	
親睦担当	500,000	500,000	96.2 %	
中財団米山	20,000	20,000	0.3 %	
ロータリー財団担当	10,000	10,000	50.0 %	
米山記念奨学会担当	10,000	10,000	50.0 %	
会員増強	50,000	50,000	0.7 %	
増強、選考	50,000	50,000	100.0 %	
会報・公共イメージ	550,000	550,000	7.4 %	
クラブ会報担当	500,000	500,000	90.9 %	
公共イメージ、雑誌、情報担当	50,000	50,000	9.1 %	
奉仕プロジェクト	257,000	190,000	2.5 %	
職業奉仕担当	20,000	20,000	10.5 %	
社会奉仕担当	20,000	20,000	10.5 %	
国際奉仕担当	100,000	100,000	52.6 %	
青少年奉仕担当	117,000	50,000	26.3 %	
研修委員会	30,000	30,000	0.4 %	
研修委員会	30,000	30,000	100.0 %	
その他	196,856	2,154,019	28.8 %	
予備費	196,856	2,154,019	100.0 %	

S A A

SAA 神子 恒副 SAA 白石幸久 栗原典子

本年度、神子勝美会長方針にそい、プログラム委員長の計画作成した年間計画を確実に実行し 反映される例会に、委員の協力により円滑・楽しい・実のある進行に努めます。

- 1. 出席してよかったと思える例会に。
- 2. 次回例会の予定内容等の発表をし、例会に参加充実を図る。

以上スムーズな例会進行に努めてまいります。

会員增強委員会

委員長 高橋裕之 副委員長 榎本守男

委員 神子 恒 林 雅彦 白石幸久 相川恵津子 三枝一雄

昨年度、5名の退会者、今年度早々3名に入会者を迎え、会員数34名でのスタートになりました。永遠の課題ですが、会員増強を図りクラブの活性化に励みたいと考えます。 まずは、会員数40名を目指しましょう。

- 1. 会員数40名超えを目標にする。
- 2. 女性会員を更に増やす。
- 3. 趣味の仲間や、仕事上の知り合いなどを積極的に勧誘する。
- 4. 職業分類未充填の会員を探しましょう。
- 5. 会員増強のフォーラムは、多様に頻繁に行う。
- 5. 新しい出会いがあれば、ロータリーを紹介し、入会の可能性を諮りましょう。

会報・公共イメージ委員会

委 員 長 榎本守男

副委員長 岡元 誠

委員 石渡 鋼 須藤 隆 若鍋武良

渡辺哲夫 志波 克 高橋裕之

渡辺 務 山下 厚

今年度の会報は、10人の委員で作成します。木曜例会の記録を月曜日にはホームページに掲載できるようにします。コロナ禍において例会に出席できない会員にクラブと地区の情報を正確に伝えたいと思います。

読んで楽しい会報、例会に出席したくなる会報、情報としての会報を目指します。

今年度も青春時代の思い出話、昔の写真、バックナンバーの掲載、趣味の事、私の自慢、なんでも掲載したいと考えております。

皆さんの投稿お待ちします。御協力ください。

月別担当者

7月 岡元 誠 8月 須藤隆 9月 高橋裕之 10月 石渡鋼 11月若鍋武良

12月 渡辺哲夫 1月 山下厚・渡辺務 2月 榎本守男 3月 渡辺哲夫

4月 高橋裕之 5月 榎本守男 6月 岡元誠

志波克会員は校正・デザイン・レイアウト・印刷の担当です。

※公共イメージについてはロータリーの友より地区内外の記事の紹介を例会で行いそれをすべての奉仕活動に生かします。

※今年度も会員の増強に貢献できるよう委員会はクラブのイメージアップを全力で推進します。

管理運営委員会

委員長 須藤 隆副委員長 相川恵津子

委員(プログラム担当)○渡辺哲夫 山田昌雄

委員(出席担当) ○栗原典子 若鍋武良 白石幸久

委員 (親睦担当) ○渡辺哲夫 林 雅彦 多田 勇 栗原典子

伊藤隆夫 坂部充洋 藤平健司 山下 厚

朝月真次郎 佐々木和行 飯島由美

○印は担当部長

管理運営委員会は、クラブ運営の根幹であるプログラム、出席及び親睦の活動計画を立案し、 その実行を管理運営する役割を担う。

例会で実施される会員卓話、外部卓話は会員にとって貴重な機会であり、卓話を聴いたり、自ら卓話の準備をすることが自身の成長につながる。年間プログラムで会員卓話の具体的な計画は欠かせない。

この2年間、コロナ禍のため、親睦活動も自粛の影響を受けている。親睦はロータリー不変の 中核的価値観(奉仕、親睦、多様性、高潔性、リーダーシップ)の一つである。コロナの収束を待って是非とも親睦を図るイベントを実施できるようにしたい。

出席率の向上は例会を活気づけるうえでも重要である。しかし、最近60%台で定着している。 今年度は70%以上を確保できるよう、働きかけを進めたい。

会報は私たち活動を詳らかにする広報の媒体であり、クラブ運営において重要な役割を担っている。円滑に会報作成業務が進むよう、会報担当委員以外の会員一人一人の積極的な協力と理解が必要である。

プログラム担当部

部 長 渡辺哲夫 部 員 山田昌雄

楽しく魅力あるロータリー活動にするため、全会員が積極的に例会に出席したいと感じられるよう、又、出席率向上を目指し、価値あるプログラムとする。

- 1. 年1回以上の会員卓話をお願いする。
- 2. 外部講師を積極的に招聘し計画する。
- 3. 会員相互の親睦を深める為の楽しい行事を計画し実行する。

2021~2022年間プログラム(前半24回)

月	強化目標	日	主題	担当者	誕 生 祝	結 婚 祝
	計画理解	1	認証状引継、会長所信表明 名誉会員委嘱、 会計予算発表、理事会	執行部		
		8	誕生祝·結婚祝(一言) 活動計画発表	各委員会	栗原典子 S35. 7. 5	栗原典子·裕 862.7.1
7	埋 解 _日	15	活動計画発表	各委員会	朝月真次郎 S25.7.18	
	間	22	休会(定款第7条第1節c項)	各委員会	山下 厚 S29.7.22 	
		29	ガバナー補佐訪問・就任挨拶 卓話(栗原典子)	管理運営		
	月新会 間ク員	5	ガバナー補佐訪問・2 週間前 誕生祝(一言)理事会	執行部	平川恵敏 S24. 8.24	
	ラ増	7	夜間納涼例会(マザー牧場)	親睦		
8	ブ強 結・	12	休会(定款第7条第1節c項)	管理運営		
	成 推	19	卓話(榎本守男)	管理運営		
	進	26	卓話 (山下 厚)、理事会	管理運営		
	口識基	2	ガバナー公式訪問(午後)	執行部		
9	ロータリーの友月開業本的教育と	9	卓話 (若鍋武良)	管理運営		
	友月 [16	卓話 (平川恵敏)	管理運営		
	間/	23	休会(定款第7条第1節d項)			伊藤隆夫・スミ子
		30	卓話(三枝一雄)	管理運営		S58.10. 8
	発経	7	夜間月見例会	執行部	山田昌雄 S22.10.1	山田昌雄·麗子 S46.10.10
	展済 間池	14	結婚祝、誕生祝(一言) 理事会	管理運営	多田 勇 S32.10.5	林 雅彦·江里子 H7.10.10
10	/ 域 米社	21	卓話(小野恒靖)	管理運営	三枝一雄 S 7.10.12 小野恒靖 S18.10.19	高橋裕之·良重 S62.10.16
	山会 月	28	休会(定款第7条第1節c項)		若鍋武良 S18.10.21	須藤 隆·弥生 S46.10.24
	間	30~ 31	地区大会 於東京ベイ幕張	執行部	高橋裕之 S35.10.30	岡田良弘・ひろ子 H 1.10.29
	ㅁ	4	結婚祝、誕生祝(一言) 理事会	執行部	飯島由美 S47.11.1 渡辺哲夫 S25.11.2	山下 厚・喜美代 S54.11.1 石渡 鋼・栄子
	タリー	11	卓話 (渡辺 務)	管理運営	相川恵津子 S26.11.3 須藤 隆 S18.11.9	イ仮 鋼・木子 S47.11.5 渡辺 務・由美子
11	- 財団 月間	18	卓話(渡辺 哲夫)	管理運営	椎熊邦広 S14.11.11 志波 克 S 6.11.30	H 6.11. 6 白石幸久・登美子
	月 間	25	卓話 (高橋裕之)	管理運営		S47.11.7 椎熊邦広・故 マツ江 S39.11.11
	疾症	2	結婚·誕生祝(一言) 年次総会、 理事会	執行部 管理運営	榎本守男 S25.12.3	鈴木俊吉·勝江
	予吐	9	卓話(相川恵津子)	管理運営	 岡田良弘 S33.12.28	S31.12.23
12	疾病予防と治療月間	16	クラブフォーラム(上期) 上半期会計報告	管理運営	四田良弘 533.12.28 佐々木和行 S29.12.28	
	月	23	家族親睦例会	親睦	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	lĦĴ	30	休会(定款第7条第1節d項)			

2021~2022年間プログラム(後半24回)

月	強化目標	日	主 題	担当者	誕 生 祝	結 婚 祝
	瑞士	6	年頭所感、誕生祝、結婚祝(一言)、理事会	執行部	藤平健司 S33.1.1	志波 克•故 甫子
1	職業奉仕月間	13	年頭所感	執行部	坂部充洋 S40.1.2	S37. 1.21 三枝一雄•冨美代
1	仕月	20	卓話(須藤 隆)	管理運営	金子光晴 S53.1. 10	S37. 1.27 相川恵津子・故 実
	間	28	卓話(椎熊邦広)	管理運営		S49.1.27
	彩争解決 アカと紛れ	3	結婚祝、誕生祝(一言) 理事会	執行部 管理運営	石渡 鋼 S19. 2.10 伊藤隆夫 S27. 2.14	若鍋武良•三枝子
2	解と決紛日発	10	卓話(志波 克)	管理運営	藤江みどり S42. 2.17	S45. 2.22 平川恵敏·裕子
2	月	17	卓話(岡田良弘)	管理運営	平野安照 S47. 2.19	S50. 2.23 藤江みどり・嘉一 H5. 2. 28
		24	卓話(石渡 鋼)	管理運営	鈴木俊吉 S5.2.25 岡元 誠 S48.2.21	Пэ. 2. 28
		3	結婚祝、誕生祝(一言) 理事会	執行部 管理運営	神子 恒 S23.3.1	坂部充洋·早苗
	水と	10	卓話(岡元 誠)	管理運営	石井智信 S40. 3.16	H3.3.3 渡辺哲夫•操
3	水と衛生月間	17	休会(定款第7条第1節c項)	管理運営		S52. 3. 6 岡元 誠·利枝
	間	24	卓話(林 雅彦)	管理運営		H11.3.7 飯島由美·伸朗
		31	卓話(白石幸久)	管理運営		H16.3.28
	母	7	結婚祝、誕生祝(一言) 理事会	執行部	神子勝美 S29.4.2	石井智信·美和 H2.4.7
4	子 の 健	14	卓話(石井智信)	管理運営	林 雅彦 S39.4.24	多田 勇・知子 S59.4.16 小野恒靖・玲子
	母子の健康月間	21	卓話(榎本守男)	管理運営	渡辺 務 S36. 4.25	S41. 4.17 金子光晴・日和 H18. 4.22
	削	28	卓話(神子 恒)	管理運営		1110. 4.22
	青小	5	誕生祝、結婚祝(一言)、 卓話(神子勝美)、理事会	執行部 管理運営	孫 莉玲 S40. 5. 7	神子勝美・るみ S60. 5.13
5	青少年奉仕月間	12	移動例会(石渡会員宅)	親睦	白石幸久 S22. 5.27	神子 恒·芳子 S48. 5.19
	仕月	19	卓話(平野安照)	管理運営		榎本守男·純子 S50. 5.24
	間	26	富津シティ RC との合同例会	執行部		500. 0.21
	親口競	2	結婚祝、誕生祝(一言) 卓話(藤江みどり)、理事会	執行部 管理運営		藤平健司·弘美 \$60.6.27
	親睦活動月間	9	クラブフォーラム	執行部		
6	月 ['] 間	16	クラブフォーラム・会計報告	執行部		
		23	休会(定款第7条第1節c項)			
		30	会長·幹事慰労会	親睦		

出席担当部

部 長 栗原典子部 員 若鍋武良 白石幸久

一人でも多くの会員に出席して頂けるよう活力あるクラブ運営に取り組んで行きたいと 思います。

- 1. 欠席の多い会員への声掛けをしていく。
- 2. メークアップを積極的に行う。
- 3. 出席率100%達成者を発表し、会員に出席癖をつけて頂く。
- 4. 欠席時の連絡を早めに確実に行う。
- 5. 出席報告は委員が交代で行う。

親睦担当部

部 長 渡辺哲夫 部 員 林 雅彦 多田 勇 栗原典子 伊藤隆夫 坂部充洋 藤平健司 山下 厚 朝月真次郎 佐々木和行 飯島由美

今年度、平川会長方針の『ロータリーの輪を今』に基づき全員の皆様の親睦を深め奉仕の理念を実践し、明日への活力感動を与えられるよう、また全員が進んで出席したいと思えるよう取り組んでいます。

- 1. 出席率の向上を図る為、活気ある魅力ある例会づくりに努める。
- 2. 嘉義南 RC、近隣 RC との相互交流を更に深める活動を進める。
- 3. 新入会員、入会予定者の為の行事を開催し親睦を図る。
- 4. ニコニコボックス、結婚記念日、誕生日のお祝いを通じ、会員との親睦を図る。

尚、今年度は結婚祝いと誕生祝いの品は全員同じ品物とさせて頂きます。

奉仕プロジェクト委員会

委 員 長 栗原典子

副委員長 渡辺哲夫

委員(職業奉仕担当) 〇小野恒靖 坂部充洋 三枝一雄

委員(社会奉仕担当) 〇石井智信 神子 恒 椎熊邦広

委員(国際奉仕担当) 〇石渡 鋼 孫 莉令 渡辺 務

委員(青少年奉仕担当)○平野安照 岡元 誠 金子光晴

○印:担当部長

今年度、神子勝美会長テーマ『地域から行動で新しい変化を』に基づき、地域社会のニュースを見極めロータリー活動の理解を得られるような活動の実践をしていきます。コロナ感染拡大により生活様式も変わり、人々の意識も変わる中取り組み方も変わって来る事だろうと思います。まずは会員の安全第一を考え四つの委員会が相互に連携しプログラムを通して地域、海外との親睦を図り、奉仕目標を達成できるよう努力します。

- 1. 活動を通して会員間の親睦を楽しみネットワークを広げる。
- 2. 各委員会担当部長を中心に委員全員が活動に参加できるよう連携を図る。
- 3. 青少年の文化活動、スポーツ活動への支援や、他団体、ボランティア等への協力。
- 4. 各自の能力や専門知識を生かした活動の実践。

職業奉仕担当部

部 長 小野恒靖部員 坂部充洋 榎本守男 三枝一雄

富津中央ロータリークラブ定款第5条、五大奉仕部門の二番目に職業奉仕とは、事業及び専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務は全て尊重するべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。

会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。 とあります。

- 1. 職業人としての誇りを持って、日々自己研鑽に励みましょう。
- 2. 地域が何を必要としているかを把握し行動すること。
- 3. 会員相互の協調、連携を大事にすること。
- 4. 人を思いやる心こそ職業奉仕に繋がる。

社会奉仕担当部

部 長 石井智信部 員 神子 恒 椎熊邦広

いまだ収束の目途がたたないコロナ禍の中にありますが、継続的な取り組みを行うべく次の3項目を活動目標としたいと思います。

- 1. 小中学校、社会福祉施設、及び病院等への花いっぱい運動。
- 2. 地域でのふれあいの集いへの積極的な参加。
- 3. 海岸、道路等の清掃会への参加。

国際奉仕担当部

部 長 石渡 鋼部 員 孫 莉令 渡辺 務

我がクラブは創立以来「国際奉仕の富津中央」と自他ともに認めるクラブでした。地区紹介の交換留学生、クラブ独自の短期交換、台湾で2クラブ、アメリカ1クラブとの姉妹クラブ、米山奨学生の世話クラブ等々、会員家族の協力の下、国際奉仕の実績を重ねてきました。しかしいまや世界中を震撼させ、恐怖に陥れている、新型コロナウイルス禍の、鎖国に近い出入国管理のなかでなにが出来るというのでしょうか。精神的余裕のない現在、目先のオリンピックさえ危ぶまれている状況下であります。唯一可能性の高いのが、嘉義南区扶輪社とのSNSを通じての交流を更に太い絆にして行きたい。

青少年奉仕担当部

部 長 平野安照部 員 岡元 誠 金子光晴

青少年奉仕担当部では、青少年の健全育成の為、以下の事に取り組みます。

- 1. 富津市内における青少年育成の現状を把握し、育成活動に取り組みます。
- 2. 少年野球大会の後援をします。
- 3. 書初展、英語コンテストの後援をします。

ロ財団・米山委員会

委員長 渡辺 務 副委員長 平川恵敏 口財団担当 部長 渡辺 務 部員 志波 克 若鍋武良 米山担当 部長 平川恵敏 部員 鈴木俊吉

当委員会は、国際社会の中での人道的、教育的、文化的課題について、交流を通じて世界 理解と世界平和を達成すべくクラブ単位の支援として活動をしようとするものです。

引き続きロータリー財団及び米山記念奨学金に寄付金を募集する活動をおこなってまいります。会員の皆様の大いなる支援をよろしくお願いいたします。

口財団担当部

部 長 渡辺 務部 員 志波 克 若鍋武良

1. 年度目標を総額4, 000ドルといたします。

「4000ドル÷36名=一人当たり約111ドル

111ドル×109円(6月RCレート)=12, 111円」

一人1, 000円/月×12か月=12, 000

上記を具体的目安としてご協力をお願いいたします。

2. ポールハリスフェロー、マルチプルPHFの寄付等も積極的に募ります。

米山担当部

部 長 平川恵敏部 員 鈴木俊吉

米山記念奨学会は、日本独特のもので日本の大学や大学院に在学している外国留学生に 奨学金を支給、援助する民間最大の奨学団体です。

日本のロータリーの創始者米山梅吉氏の業績を記念して1953年東京ロータリークラブの事業として発足したものです。

活動方針(具体的に)

1. 普通寄附金

年間1人4,000円

- 2. 特別寄附金
 - 1人当たり15,000円を目標に米山月間の頃に寄附宜しくお願い致します。
- 3. 米山奨学生との交流をはかる。

富津中央ロータリークラブ定款

第1条 定義

- 1. 理事会: 本クラブの理事会
- 2. 細則: 本クラブの細則
- 理事: 本クラブの理事会メンバー
 会員: 名誉会員以外の本クラブ会員
- 4. 云貝・ 石宮云貝以外の本ク) 5. RI: - 国際ロータリー
- 6. 衛星クラブ (該当する場合):潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
- 7. 書面: 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
- 8. 年度: 7月1日に始まる12ヵ月間

第2条 名称

本会の名称は、 富津中央 ロータリークラブとする。

(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、 富津市 とする。

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に 奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること;
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉 仕の理念を実践すること;
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

- 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
- 2.奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
- 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
- 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力する

- ことを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うこ とによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るもので ある。
- 5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび 国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラム を通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識す るものである。

第7条 会合

第1節 一 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合 を開かなければならない。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンライン の参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲 載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間の いずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。 (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
- - (1) 祝日に当たる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、
 - (4) 地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合 理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りや めることができるが、本クラブが3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会 (該当する場合)。細則により定められている場合、衛星クラブは、 会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。 例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各 会合は、本条第1節(d)の理由によっても取りやめることができる。投票手続は細則 の規定通りである。

第2節 一 年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を 発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31 日までに開催 されなければならない。
- (b) 衛星クラブ (該当する場合) は、衛星クラブの管理全般を担う役員を選挙するため、12 月 31 日までに年次総会を開催するものとする。
- 第3節 理事会の会合。理事会のすべての会合後60日以内に、書面による議事録が全会員 が入手できるようにすべきである。
- 第4節 一 例外。 第7条に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのよう な規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは 少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第8条 会員身分

- **第1節 ― 全般的資格条件**。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、 職業上および地域社会でよい評判を受けており、地域社会および世界において奉仕する意 欲のある成人によって構成されるものとする。
- 第2節 一種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。第9条に 従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。この会員は正会員または名誉会 員として RI に報告される。
- 第3節 正会員。RI 定款第5条第2節の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶこ とができる。
- **第4節 ― 衛星クラブの会員**。本クラブの衛星クラブの会員はスポンサークラブの会員でも あり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。
- 第5節 一 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、
 - (a) 本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、また
 - (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。
- 第6節 一 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができ る。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。
 - (a) 会費の納入を免除される、

- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない
- (d) 職業分類を保持しない
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。
- **第7節 一 公職に就いている人**。一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、その公職に在任中、以前の職業分類を保持することができる。
- 第8節 一例外。本定款の第8条第2節と4~6節に従わない、ならびにこれらに優先する規 定細則に含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

- 第1節 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は会員本人の会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。
- **第2節** クラブ会員基盤の多様化を推進する手段としてのクラブ会員構成。このクラブの 会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、 および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

- **第1節 ― 一般規定**。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、
 - (a) その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席するか、または、
 - (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると 示す十分な理由をクラブ理事会に提示するか、または、
 - (c) クラブのウェブサイトに例会が掲載されてから1週間以内定例のオンライン参加型活動に参加するか、または、次のような方法で同年度以内に欠席をメークアップしなければならない。
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの参加型活動に参加すること。
 - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。
 - (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された他の会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。
- **第2節一遠方での勤務中の長期の欠席**。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。
- **第3節 ― その他のロータリー活動による欠席。**欠席のメークアップが必要とされないのは、 会合のときに、会員が
 - (a) 第1節(c)(7)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
 - (b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わってい

る場合。

- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。
- 第4節 RI 役員の欠席。会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者/パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。
- 第5節 一 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。
 - (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような 出席規定の適用の免除は、最長 12 ヵ月間までとする。ただし、健康上の理由、子ども の誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 ヵ月を超えて延長することができる。
 - (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。
- 第6節 出席の記録。第6節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節第6節(b) または第5節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と出席は、本クラブの会員数と出席者数に含まれるものとする。
- 第7節一 例外。第10条に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。

第11条 理事および役員および委員会

- 第1節 一 **管理主体**。本クラブの管理主体は、細則規定される理事会である。
- **第2節 権限**。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。
- 第3節 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第 15 条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。
- **第4節 役員**。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督も役員であるが、 細則の定める場合、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 一 役員の選挙

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の 直前 18 ヵ月以上 2 年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任 する前の年度の7月1日に、会長エレクトとなる。会長は、7月1日に就任し、1年 間、その職務に当たる。後任者がしかるべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期 を1年に限り延長するものとする。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと研修・協議会に必ず出席するものとする。免除された場代理を必ず派遣しなければならない。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任してはならない。会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営 (該当する場合)。

(a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星ク

ラブに提供するものとする。

- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブ独自の理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4~6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計である。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担う。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査済みまたは検査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節 — 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節 一 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 一 自動的終結。

- (a) 会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしている場合、理事会は
 - (1) 会員が本クラブに留まることを許可する。または、
 - (2) 新しい地域社会にあるクラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。
- (b) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が本節(a) 項の規定によって終結した場合、その人物は同じまたは別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、またはその他の職業分類の下に、再度入会申込をすることができる。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 一終結 一会費不払。

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が申請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節 一 終結 一 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) 年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の 出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、クラブのプロジェクト、行事、 その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合 でその両方を満たしていなければならない。状
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない (RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがあるできる。
- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 12 条第 5 節もしくは第 6 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメークアップも

していない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

(c) 第13条 第4節に従わない、ならびに優先する規定を細則に含めることができる。

第5節 一終結 一その他の理由。

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、クラブ会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節(a) 項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられなければならない。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。また、会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第6節 一 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知しなければならない。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは仲裁に訴えるか、いずれかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。
- 第7節 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。
- **第8節 退会。**会員の本クラブからの退会の申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、 理事会が受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。
- **第9節 資産関与権の喪失。**いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。
- 第 10 節 ― 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、
 - (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない 振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発が ある場合、および、
 - (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
 - (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、 または理事会が適切と考える措置が最初に取られるべきである場合、および、
 - (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外されるべきである場合、理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間(ただし最大90日間)と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第 14 条 地域社会、国家、および国際問題

- 第1節 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。
- **第2節 ― 支持の禁止。**本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはな

らない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議して はならない。

第3節 一 政治的主題の禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、 討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起 こしてはならない。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、 政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配布してはならない。
- **第4節 ― ロータリーの発祥を記念して。**ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間とである。 この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

- 第1節 購読義務。本クラブが RI 理事会によって、免除されていない場合、各会員は、いずれかの RI の機関雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンは、機関雑誌、を合同で購読してもよい。購読は、本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払い日に支払われるものとする。
- 第2節 購読料。購読料は、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RI または RI 理事会の指定によって購読する地域雑誌の発行所に送金しなければならない。

第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブの定款・細則に従い、その規定を順守し、これに拘束されることを受諾するものとする。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 仲裁および調停

- 第1節 **意見の相反**。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の 意見の食い違いは、理事会の決定を除き、当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または 仲裁によって解決を図るものとする。
- 第2節 一 調停または仲裁の期限。仲裁の要請を受理してから 21 日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。
- 第3節 一 調停。調停の手続きは、以下のいずれかでなければならない。
 - (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの
 - (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの
 - (c) RI 理事会もしくは TRF 管理委員会が定めた指針文書において勧められるもの 調停人にはロータリアンのみがなることができる。クラブは、適切な調停技能と経験 を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に要請依頼することができる。
 - (a) 調停の結果。調停によって後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
 - (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。
- **第4節 一 仲裁**。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ 1 名のロータリアンを仲裁人をとして指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人をとして指定しなければならない。
- 第5節 仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条 一細則

本クラブは、RI の定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用しなければならない。細則は、本クラ

ブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条 一 改正

- **第1節 一 改正の方法**。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。
- 第2節 第2条と第4条の改正。第2条名称および第4条クラブの所在地域、は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。改正は、RI 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提供することができる。

富津中央ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会: 本クラブの理事会

2. 理事: 本クラブの理事会メンバー

3. 会員: 名誉会員以外の本クラブ会員

4. 定足数: 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は

本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。

5. RI: 国際ロータリー

6. 年度: 7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は次の9名で構成される。すなわち、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計、会場監督、および本細則第3条第1節に基づいて選ばれた3名の理事である。

第3条 選挙と任期

第1節 理事および役員を選挙すべき会合の1ヶ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して次々年度の会長(次年度の会長エレクト、且つ副会長)および幹事(次年度の副幹事)、次年度の会計、3名の理事候補者を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。指名委員会を利用することを決定した場合、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。指名された候補者の中から、年次総会において投票もしくはこれに代わる方法をもって選挙を行い、過半数の賛成を得た次々年度の会長、幹事、次年度の会計、3名の理事候補者がそれぞれ該当する役職に当選したものする。前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとし、その選挙後の7月1日より始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、その年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。第2節 選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選択しなければならない。

第3節 本クラブの指名委員会は会長経験者で構成され、指名委員長は会長経験者から順次指名 されるものとする。

第4節 役員又は理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって

後任者が任命される。

第6節 各役職の任期は以下の通りである。

会長: 1年副会長: 1年会計: 1年幹事: 1年会場監督: 1年理事: 1年

第4条 役員の任務

第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節 会計は、すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。

第8節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

第5条 会合

第1節 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

第2節 本クラブの例会は、次の通り開催する:毎週 木曜日 12時30分。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。

第3節 理事会の会合は毎月第一例会日に開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事 2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第6条 入会金および会費

第1節 本クラブの入会金は 10,000 円とする。ただし、以前にロータリークラブの入会金を支払った者はこの限りではない。

第2節 一般規定。本クラブの年会費は年額 150,000 円とする。会費は次の通り支払われる:毎年7月、1月の各期首に 75,000 円宛。 但し、理事会の承認のもと休会が認められた会員の年会費は年額 50,000 円とする。クラブ年会費は、RI 人頭分担金、「The Rotarian」誌またはロータリー地

域雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金で構成される。

第3節 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴が20年以上、年齢が84歳以上の会員は年会費の年額を75,000円とし、年度初頭に支払う。ロータリー歴年数、年齢は当該年度中に達する者を含む。

第7条 採決の方法 本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう 決定することができる。

第8条 委員会

第1節 クラブの各委員会はクラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。 委員会は次の通り任命されるべきものとする。

- ・管理運営委員会(通常、副会長をこの委員会の委員長に任命する。) この委員会は、クラブの効果的な運営を図るために、例会のプログラム及び会員の出席を 管理し、親睦活動の計画を立て、実施するものとする。
- ・会員増強委員会(理事をこの委員会の委員長に任命する) この委員会は、地域に適合した職業分類表を策定し、会員の勧誘と維持に関する包括的な 計画を立て、実施するものである。
- ・会報・公共イメージ委員会(理事をこの委員会の委員長に任命する) この委員会は、クラブの活動記録とロータリー情報とを提供する会報の発行と、広く人々 にロータリーの活動を広報する計画を立て、実施するものである。
- ・**奉仕プロジェクト委員会**(理事をこの委員会の委員長に任命する) この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道 的及び職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。
- ・**ロ財団・米山委員会**(通常、直前会長をこの委員会の委員長に任命する。) この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団及び米山奨学会を支援 する計画を立て、実施するものである。

その他、必要に応じて特別(アドホック)委員会を設けることができる。

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つ。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第9条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席 義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

(注:このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し、クラブ定款第9条第3節および第4節の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に参入されない。)

尚、病気等一身上の理由で例会に出席できない会員は、本人の書面による申し出を理事会が承認 した場合、1年間の限定期間を設けて休会扱いとする。

第10条 財務

- 第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。
- **第2節** 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。 クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。
- 第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。
- 第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次監査を行う。
- 第5節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。
- **第6節** 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第11条 会員選挙の方法

- **第1節** 会員が、入会候補者を理事会に推薦する。または、ほかのクラブが、そのクラブから移転する会員もしくはそのクラブの元会員を推薦する。
- **第2節** 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会が、クラブ会員から推薦に対し理由を付記した書面による異議申し立てを受けた場合は、理事会は次の理事会会合において、この件について票決を行う。
- **第3節** 理事会は、30 日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員 にその決定を通知する。
- 第4節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

第 12 条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の 10 日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、 全票の 3 分の 2 が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリー クラブ定款、RI 定款、RI 細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

第 5グループ内ク ラ ブ 一 覧 表 (創立順)

ク	ラブ	名	会 幹	長 事	郵便番号	事	務	所	TEL FAX	例	会	場	TEL FAX	例会日	会員数	備	考
木	更	津	藤平	貞順	292-0067	木更津市			0438-23-3080		木更津市新日	⊞2-2-1	0438-25-8888	木	28		
		''	大川	健士		木更津メン	⁄タルクリ	ニックビル5	0438-23-3080	東京ベイプラ	ラザホテル		0438-25-8890				
⊢		総	牧 野	吉 晃	292-0421	君津市久日	留里市場	易799−4	0439-27-2336	₹292-0421	君津市久留皇	里市場118	0439-27-2003	木	14	第5例会は休会	
		المالا	白 熊	大	232 0121	江澤陽子村			0439-27-2336	割烹旅館 山	」徳 内		0439-27-3920	711	11	A TOPI A TOPI A	
宇	津中	т	神 子	勝美	293-0043	富津市岩泽	頼841-3		0439-65-0177	₹293-0043	富津市岩瀬8	41-3	0439-65-0177	木	34		
=	17- 1		岡田	良 弘	293 0043	割烹旅館	いち川		0439-65-0178	割烹旅館い	ち川		0439-65-0178	//	34		
*	更津	+ 市	渡 邉	慎司	292-0057	木更津市	期日1-	2-29	0438-25-0716	〒292-0818	木更津市かっ	げさ鎌足2−3−9	0438-52-0111	水	42	通常 12:30点鐘	
//<	义任	- /	吉 田	和 義	232 0031	シグママンショ	ン朝日E	3棟105号室	0438-25-0718	オークラアカ	<i>゙</i> ヺ゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙	ホテル	0438-20-5210	///	72	特別 18:30点鐘	
君		津	岡野	祐	299-1144	君津市東地	岳田1_9	_2_204	0439-52-8882	〒299-1144	君津市東坂田	⊞4-1-1	0439-52-8511	月	57	特別 18:00	
10		牛	佐々木	昭博	233 1144	右伴川水	χш1-3	-3-304	0439-27-0622	ホテル千成			0439-20-8880	Л	31	7寸万寸 10.00	
袖	ケ	浦	荒 木	行 雄	299-0261	加云油击坑	『エム1』	-27-15-101	0438-64-1139	〒299-0251	袖ヶ浦市のそ	み野6−1	0439-63-8753	月	27	特別毎月最終例	会は
个田	7	刊	若 林	侑	299 0201	「四ク (田 川) 11	# T 🗆 I .	21 10-101	0438-64-0795	レストラン菜	心味のぞみ野	店		Л	41	夜間例会 18:00~	\sim
合	津シ [、]	ティ	宮崎	晴 幸	292-0052	君津市人見	1055-	.53	0439-29-5465	〒293-8511	富津市新富2	0-1	0439-80-2525	水	13	特別 最終例会	18.00
曲	件ン	/ 1	和田	充 敏	494-000Z	石 伊川八兄	1000	บบ	0439-27-0385	日本製鉄㈱	技術開発本部	『 富津クラブ	0439-80-2747	八	13	付別 取於例云	10.00

富津中央ロータリークラブ内規

会員及び会員家族の慶弔

◎ 結婚

会員又はその子女が結婚した場合は、次の区分により御祝いをする。

- (1) 会員の場合 祝金 ¥10,000 + 祝電
- (2) 子女の場合 祝金 ¥5,000 + 祝電

◎ 受 賞 等

(1) 会員が叙勲、褒賞、学位などを受けた場合(地方自治団体を除く)、次のような御祝いをする。

祝金 ¥20,000 + 祝電

(2) 会員が住居、事業所を新築した披露の時は、次のような御祝いをする。

祝金 ¥10,000

◎ 傷 病

会員が1ヶ月以上の傷病の場合は、次のような御見舞いをする。

見舞金 ¥10,000

◎災害

会員の住居又は事業所が、火災、風水害、その他の不測の災害にあった時、その実情によって、慰問、又は次のような御見舞いをする。

見舞金 ¥10,000

◎ 死 亡

会員又は家族、元会員(5年以上在籍)、姉妹・友好クラブ会員が死亡した場合、次の区分によりお悔やみをする。

- (2)会員 夫人 香典 ¥10,000 + 花輪又は供物 + 弔電
- (3) 会 員 父 母 香典 ¥10,000 + 弔電
- (4) 会員同居子女 香典¥10,000 + 弔電
- (5)元 会 員 香典 ¥5,000+ 弔電
- (6) 姉妹・友好クラブ会員 弔電

上記の場合は、最も近い例会で黙祷を捧げて、弔意を表すものとする。

◎ 運 営

慶弔については、前各項に準じて会長が理事会に計り執行する。但し急を要し理事会 に計る暇のない時は、会長の裁量によって決定することが出来る。

2021-22年度 連 絡 先 一 覧

国際ロータリー (Rotary International)

世界本部

Rotary International One Rotary Center 1560 Sherman Ave

Evanston, IL 60201-3698, USA

TEL: +1 866-976-8279 FAX: +1 847-328-4101

E-mail: JA Section@rotaryintl.org

日本事務局

〒108-0073 東京都港区三田1丁目4-28

三田国際ビル 24階

* 業務時間 平日 9:30~17:30 (土日祝日はお休みとなります)

クラブ・地区支援室 TEL: 03-5439-5800

E-mail: rijapan@rotary.org

財 団 室 TEL: 03-5439-5805

E-mail: rijpntrf@rotary.org

経 理 室 TEL: 03-5439-5803

E-mail: rijpnfs@rotary.org

資料室 TEL: 03-5439-5802

 ${\sf E-mail} \,:\, {\sf rijpnpi@rotary.org}$

FAX: 03-5439-0405 (全室共通)

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15

黒龍芝公園ビル 3階

TEL: 03-3434-8681 FAX: 03-3578-8281

E-mail: mail@rotary-yoneyama.or.jp http://www.rotary-yoneyama.or.jp

一般社団法人 ロータリーの友事務所

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15

黒龍芝公園ビル 4階

TEL: 03-3436-6651 FAX: 03-3436-5956

E-mail: hensyu@rotary-no-tomo.jp

ロータリー文庫 運営委員会

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15

黒龍芝公園ビル 3階

TEL: 03-3433-6456 FAX: 03-3459-7506

E-mail: rotary-bunko@msj.biglobe.ne.jp

http://www.rotary-bunko.gr.jp

一般社団法人 国際ロータリー日本青少年交換 多地区合同機構(RIJYEM)事務局

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15

黒龍芝公園ビル 4階

TEL: 03-6431-8106 FAX: 03-6431-8107

E-mail: rijyem@air.ocn.ne.jp

http://rijyec.org/

国際ロータリー 第2790地区 梶原等 ガバナー事務所

〒260-0042 千葉県千葉市中央区椿森3-1-1-302

TEL: 043-284-2790 FAX: 043-256-0008 E-mail: 21-22gov@rid2790.jp